

市立大村市民病院売店等運営事業者募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、市立大村市民病院における売店等運営事業を実施する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項について定めるものである。

2. 運営事業者選定の方法

運営事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による。

3. 公募内容

(1) 事業名

市立大村市民病院売店等運営事業

(2) 事業内容

当院の売店において飲食物、日用品、診療材料等の販売及び飲料自動販売機の設置・運営を行う。

(3) 事業の履行場所

公益社団法人地域医療振興協会 市立大村市民病院
長崎県大村市古賀島町 133 番地 22

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 18 年 3 月 31 日(10 年間)

(5) 売店等運営事業の実施に係る必要経費

① 手数料

売店・飲料自動販売機の売上に対して当院に支払う手数料。

② 水道光熱費

売店・飲料自動販売機の運営に使用した水道光熱費。

③ その他

売店・在庫保管場所の改修を行う場合は、その改修経費。

(6) 売店等運営事業の実施に係る条件等

仕様書のとおり。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得

ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者であること。

(2)過去5年以内に、許可病床 200 床以上の医療法に定める病院若しくは公的機関において、売店の運営実績を有する者であること。

5. 参加条件

次の条件をすべて満たしているもの。

(1)上記4の入札参加資格を有する者であること。

(2)上記3(4)に定める契約期間の始期より当該事業の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。又、当該事業の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。

6. 参加手続き

(1)担当部局

(住所)〒856-8561 長崎県大村市古賀島町133番地22

(名称)市立大村市民病院 総務課

(電話)0957-52-2161(代表) (FAX)0957-52-2199

(電子メール)ryouishim@jadecom.or.jp

(2)募集要項の配付

上記(1)の場所で令和7年9月22日(月)から10月3日(金)まで(土日・祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、市立大村市民病院のホームページからのダウンロードも可能である。

(市立大村市民病院ホームページ) <https://omura.jadecom.or.jp>

7. 参加申込み

(1)参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

(2)提出期限

令和7年10月3日(金)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3)提出場所

上記6(1)の担当部局とする。

(4)参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。

8. 現地調査

(1)実施日時

令和7年9月22日(月)～令和7年10月10日(金)まで随時実施

(2)事前予約

事業内容の説明及び施設見学は随時受け付けるので、事前に予約すること。(休日を除く各日の午前9時から午後5時までの受付とする。)なお、現地調査は1参加者当たり4名程度とし、院内の業務に支障とならないよう配慮すること。また、十分な感染対策を講じ、マスクを必ず持参すること。

(3)予約問合せ先

上記6(1)の担当部局とする。

9. 参加資格審査

(1)資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、上記4(2)の資格を証明する添付書類一式を提出すること。

(2)提出期限

令和7年10月10日(金)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3)提出場所

上記6(1)の担当部局とする。

(4)結果の通知

令和7年10月15日(水)までに資格審査結果通知書により通知する。なお、参加資格がないと認められた者はその後の手続きには参加できない。

10. 質疑回答

(1)質問書の提出

質疑がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、様式や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(2)提出期限

令和7年10月10日(金)午後5時

電子メール又はFAXで行うこと。

(3)提出場所

上記6(1)の担当部局とする。

(4)回答

質疑に対する回答は、令和7年10月15日(水)までに、随時、参加者全員に電子メール又はFAXで回答する。

11. 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、当院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 当院からの提供資料の取扱い

当院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(5) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

12. 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

(1) 提出書類(⑤～⑫について、様式は問わない。)

- ① 市立大村市民病院売店等運営事業提案書表紙(提案様式1)
- ② 企画提案書(提案様式2)
- ③ 法人等概要書(提案様式3)
- ④ 事業実績一覧表(提案様式4)
- ⑤ 事業についての基本的な考え方
- ⑥ 業務フロー、手順対応方法等
- ⑦ 売店レイアウト、広告用パンフレット
- ⑧ 売店の取扱商品及びその他の付随サービス
- ⑨ 従業員の配置計画及び研修
- ⑩ 運営準備スケジュール
- ⑪ その他アピールポイント
- ⑫ 年間売上見込み、手数料の算出方法、見込み額

(2) 留意事項

記載については「市立大村市民病院売店等運営事業仕様書」の内容を満たすこと。なお、上記項目における評価基準の具体的内容については、「市立大村市民病院売店等運営事業企画提案内容書及び評価項目」を参照すること。

(3) 提出期限

令和7年10月22日(水)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(4) 提出場所

上記6(1)の担当部局とする。

(5) 提出部数

10部(1部を正本とし、残りは複写で可)。原則としてA4判(左綴じ)で作成すること。

13. プレゼンテーションについて

(1) 開催日時

プレゼンテーションの日時については後日通知する。提案書の内容について説明できる者が必ず出席するものとする。(1~3名)なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき、「市立大村市民病院売店等運営事業企画提案内容書及び評価項目」に記載している内容を中心に説明すること。

14. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、市立大村市民病院関係者から成る選定委員会を設置のうえ、各選定委員が採点した結果を集計して決定するものとする。なお、参加者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。

(2) 評価項目

「立大村市民病院売店等運営企画提案内容書及び評価項目」のとおり。

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

- ① 提出期限が経過して到達した場合
- ② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内(土日・祝日を除く。)に行う。

15. 契約方法

上記14の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行い、協議が整った場合は随意契約を締結する。なお、選定された最高得点者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。